

タルカ従業員側ノ主張ハ山根信次郎ノ復職ノ件ノ外

- (一) 會社ハ後來退職規定ヲ有シカコトヲ(現在ハ退法ニ因ル)タメ昨年十二月末迄ノ退職者ニ對シテハ其ノ時都合ニ依ツテ之ヲ支給シテ居ル者ヲ次第テアルカ之デハ不安テアルカラ昭和十一年十二月迄ノ勤續者ニシテ高勤續キ現在勤務シテ居ル者ノ勤續手當(昭和十一年十二月末迄ノ分)ヲ明示シテ貰ヒタイコト
- (二) 昭和十一年十一月令係置後制定ノ工場規則中第六條停年制ノ問題ハ規定ハ男五十五才 女五十才ヲ以テ停年トセリ)ハ現ニ停年ニ達シ又ハ向フ一ヶ年内ニ停年ニ達スル者ニ對シテハ規定カ新規ナルタメ尚若干ノ延長ヲ認ムル様改正スルコト及令規則第三十條臨時休ニ對スル日給無支給ニ關スル件ハ臨時休カ二日以上連續スル場合ハ第三日ヨリ日給ノ半額ヲ支給スルコト

ヲ要點トセルニ對シテ會社ハ

- (一) 山根信次郎ノ復職ハ認メス
- (二) 他二項ハ之ヲ承認スルニ條件トシテ工場規則第四十九條ノ規定セラレ居ル誓約書提出ノ件々未タ大半ニ履行セラレ居ラサルタメ之ヲ至急履行スルト共ニ組合ヲ脱退スルコト

ヲ主張セルカ之ニ對スル組合側ノ態度ハ頭初山根信次郎ノ解雇問題ハ手當支給ヲ以テ其ノ解雇ヲ認メ又誓約書提出ノ件ハ之ヲ承認シテ又障ナキニ組合脱退ノ件ハ種々外部關係ニアリテ總辦認ムル能ハスト相當強硬ナリシカ所轄自白署特高主任ノ説得ニ基テ更ニ種々協議ノ結果結局組合否認問題ヲ以テ罷業ヲ敢行スルニ實利ハ得ラレズ且ツ問題ハ相當紛糾シテ其ノ解決ニ困難ヲ來タ莫アリ 依ツテ政策上一應組合ヲ解散シ他日機会ノ見テ再ヒ結成スルニ又障ナシト意タ